

# 令和5年度 第2回丸亀市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 令和6年2月15日(木) 午後2時00分開会～午後2時50分閉会

2 場 所 丸亀市保健福祉センター(ひまわりセンター) 3階 会議室1

## 出席委員 13名

福濱 登美子	森崎 博子	大西 裕子	大西 栄子
竹一 律子	篠原 友美	宮武 亮	石川 正志
田宮 浩一	吉本 博之	奥澤 日登美	片岡 厚子
伊藤 賢宏			

## 欠席委員 4名

和田 節代	宮井 陽一郎	西庄 かほる	山岡 陽一
-------	--------	--------	-------

## 説明のため出席した者

税務課	課長	井上 孝敏
健康課	課長	合田 三枝
	担当長	安藤 和代

傍聴人 なし

## 事務局職員出席者

健康福祉部	部長	奥村 登士美
保険課	課長	岸本 圭一
	担当長	魚本 和代
	主査	小野 佳代子

## 議事

### 3 次第

#### 〔1〕開会

##### <司会>

定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度 第2回丸亀市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は、ご多忙な中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日の会議は、お手元に配布しております会議次第により、会議を進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の資料は事前にご送付させていただきましたが、「会議次第」と資料4が差し替えとなりました。差し替え分をお配りしてまいりますので、そちらをご覧ください。

なお、資料をお持ちでない方は、挙手いただければ、事務局よりお持ちいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

- ・「会議次第」
- ・「資料1」 議事（1）「令和5年度丸亀市国民健康保険特別会計補正予算の見通し」  
議事（2）「令和6年度丸亀市国民健康保険特別会計予算の見通し」
- ・「資料1－2」 県内市町国保における所得水準と医療費水準の相関図
- ・「資料2」 議事（3）「令和5年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計補正予算の見通し」  
議事（4）「令和6年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計予算の見通し」
- ・「資料3」 議事（5）国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の改定について
- ・「資料4」 議事（6）国民健康保険の被保険者の適用除外について
- ・「資料5」 議事（7）第3期丸亀市データヘルス計画・第4期丸亀市特定健康診査等実施計画の策定について
- ・第3期丸亀市データヘルス計画・第4期丸亀市特定健康診査等実施計画の「素案」
- ・「丸亀市国保特定健診等について」

本日の資料は、以上でございます。不足している資料はございませんか。

よろしいでしょうか。

#### 〔2〕部長あいさつ

それでは、奥村健康福祉部長より皆様にご挨拶を申し上げます。部長、よろしくお願いいたします。

##### <部長>

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、丸亀市国民健康保険運営協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、平素より本市の保険福祉行政に多大なご理解とご協力をいただき、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、1月1日に、令和6年能登半島地震が発生し、各地に大きな被害が発生いたしました。本市は、石川県七尾市と、親善都市として長く交流を続けてまいりましたことから、1月5日に職員3名を七尾市に派遣し、現地の情報収集を行い、その後七尾市の要請に基づき、職員の派遣を継続して支援にあたっています。

また、丸亀市観光協会との連携による、うどんの炊き出しや、災害義援金募金箱の設置、七尾市ふるさと納税の代理寄附など、様々な取り組みを行っており、今後も被災地に寄り添って支援を続けてまいります。

さて、本市の国民健康保険でございますが、健全な国保事業を運営するため、保健事業の充実や医療費の適正化、保険税収納率の向上などに取り組んでいます。

被用者保険の適用拡大や、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行などにより、国保被保険者は年々減少しております。反面、医療技術の向上等により、一人当たり医療費は増加が続いておりますので、引き続き国民健康保険の安定的な運営に努めてまいります。

暦の上では春となりましたが、まだまだ寒い日があり、健康には十分気を付けて、ご活躍いただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

<司会>

ありがとうございました。

### 〔3〕副会長あいさつ

ここでおことわりがございます。本日、和田会長が所用により欠席となっております。そのため、和田会長に替わり、田宮副会長より、ご挨拶をいただきたいと思います。

<副会長>

皆さん、こんにちは。国保運営協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年度第2回目の国保運営協議会ということでございますが、和田会長が欠席のため、代わってご挨拶をさせていただきます。

皆様方のご協力により、国保運営協議会の円滑な運営に少しでもお役に立てればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本年1月1日の午後、石川県能登地方でマグニチュード7.6の「令和6年能登半島地震」が発生いたしました。石川県をはじめとして、各地に大きな被害が発生し、現在でも避難所生活を余儀なくされている方が多くいらっしゃるようです。中でも、本市と親善都市として長く交流がある石川県七尾市は被害が大きく、徐々に解消しているようですが、断水が続き、和倉温泉も休業しているとお聞きしております。1日でも早い復旧を祈るばかりでございます。

さて、国民健康保険は国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療が受けられる、我が国

の医療保険制度の中核を担っている制度でございます。

国は、現在、マイナンバーカードの様々な活用を推進しており、マイナンバーカードの健康保険証利用、いわゆるマイナ保険証も、そのうちの一つでございます。マイナ保険証については、国において、様々な議論が進められておりますが、国民健康保険制度にも影響がございますことから、当運営協議会としましても、動向を注視してまいりたいと思います。

本日の協議会は、この後、「丸亀市国民健康保険会計」及び「診療所会計」の令和6年度予算等についての報告が予定されております。

委員の皆様におかれましては、本市の国保事業の円滑な運営のため、忌憚のないご意見をいただきますよう、お願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

<司会>

ありがとうございました。

ここで報告いたします。本日の委員のご出席は本協議会の委員定数 17 名の過半数を超えており、かつ委員の区分ごとに 1 名以上のご出席をいただいておりますので、丸亀市国民健康保険運営協議会規則第 4 条第 3 項の規定により、本協議会が成立していることを報告いたします。

それでは、議事に移りますが、国保運営協議会規則第 4 条第 1 項の規定により、「会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる」とされていますが、本日欠席でございます。そこで、職務代理者である田宮副会長に、議事進行を、お願いいたします。

〔4〕会議録署名委員の指名

<副会長>

それでは、会長に代りまして、議事進行をさせていただきます。最初に、「本日の会議録署名委員」を指名いたします。

本日は、大西 栄子 委員と竹一 律子 委員のご両名にお願いしたいと思います。

(両委員承諾)

よろしく申し上げます。

〔5〕議事

それでは、次第「5」の議事にうつります。

議事（1）から（7）については、相互に関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

<事務局>

資料 1 ページ 議事第 1 号の令和 5 年度 丸亀市国民健康保険特別会計補正予算の見通しについて説明いたします。

時間の都合上、主な変更点や要点などを中心に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

太枠の黒線で囲んでおります3月補正（案）の欄をご覧ください。

一番下の網掛け部分、決算を見込みまして、精査した結果、歳入・歳出合計で8億1,224万6千円を増額補正いたします。

主なものといたしましては、歳出左から二つ目の表をご覧ください。

2款保険給付費は、今年度の医療給付の推移を見て、1億800万円を増額いたします。

3款国保事業費納付金は、医療費や所得水準などに応じて、市や町が香川県に納付しますが、7億,984万6千円、増額いたします。

これらの補正する歳出の科目に対応して、それぞれに充当する歳入科目についても、増額又は減額するほか、昨年度の剰余金については、9款繰越金で、9億4,792万7千円を計上しております。

その結果、令和5年度決算については、昨年同様、国民健康保険特別会計は赤字にはならない見込みとなりますことから、来年度も税率改正をすることなく、運営できる状況でございます。

続きまして、議事第2号令和6年度丸亀市国民健康保険特別会計予算の見通しですが、資料1の右半分をご覧ください。

令和6年度の歳入歳出予算の総額は、122億7,800万円で、令和5年度と比較して5億7,400万円、4.9%増になります。

主なものといたしましては、歳出科目の2款保険給付費は、医療機関での受診がコロナ禍前の状況に戻ってきておりますことから、一般給付費に充てる費用を1か月分程度、約6億3,700万円増額しております。

また、3款国保事業費納付金、27億2,609万円は、県への納付金でございますが、前年比で、8700万程度の減となります。

国保の被保険者数は減少しておりますものの、一人当たりの医療費は依然増加傾向にあり、それに伴い、納付金が増えることも推測されます。今後も国や県の動向を十分注視して、対応してまいりたいと考えております。

次に、5款国保保健事業費1億6,550万4千円は、特定健診、特定保健指導などの経費でございます。国保保健事業につきましては、医療費通知や、ジェネリック医薬品の普及促進、人間ドックの助成費用でございます。

次に、歳入ですが、1款保険税は、20億4,130万円、被保険者数の減少により約2,490万円の減となりますが、税務課と連携し、徴収率の向上に努めてまいります。

6款県支出金のうち、83億2,214万7千円は、保険医療の給付に充てるため、県から交付

されるもの、また、特別交付金 1 億 8,251 万円は、特定健診の受診率などの取り組み成果に基づき、交付されるものとなります。

以上が、簡単ではございますが、令和 6 年度国保特別会計予算の主なもの、変更点の説明となります。

なお、国保会計については、今後も厳しい状況が続くと思われまます。引き続き、庁内関係各課と緊密に連携をとりながら、しっかりと保健事業に取り組むことにより、国や県の補助財源を獲得、確保するとともに、医療費の適正化につなげて、国保会計の安定的な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、資料 1-2 をご覧ください。県内市町の国保における所得水準と医療費水準の相関図になります。

縦軸に 1 人当たりの平均所得、横軸は医療費水準で、市町がどのような位置関係にあるかを表しています。

左側の表の医療費指数、全国平均を 1.0 にした場合、香川県は全国平均より高い状況であります。丸亀市の場合は、1.1346 で、県内 8 市 9 町のちょうど真ん中あたりの水準にあります。

また、1 人あたりの平均所得については、県平均より少し高い状況となっております。

以上が相関図についての説明になります。

次に資料 2、議事第 3 号の令和 5 年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計補正予算の見通しについて、ご説明いたします。

資料につきましては、広島と本島診療所、2 つの診療所を合計した数値となっております。

補正の内容といたしましては、歳出の 3 月補正(案)の欄になりますが、下から 3 行目、公債費の利子を 4 万 3 千円増額しております。

これは、令和 4 年度に本島診療所の整備事業で借り入れた市債の利息が当初より上がりましたので、その補正を行ったものでございます。

また、同額である 4 万 3 千円を 10 節需用費の不用と見込まれる金額を減額し、合計としましては、歳入歳出とも変更なく、当初予算と同じ、1 億 750 万円となっております。

続きまして、議事第 4 号の令和 6 年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計予算の見通しについて説明いたします。

歳入歳出の総額は、1 億 3,040 万円で、前年度比 2,280 万円の増額、121.3%でございます。

歳出についてでございますが、総務費は、前年度比で 1,531 万 8 千円増の 8,818 万 3 千円でございます。

増加要因としましては、令和 6 年度から、看護師などの会計年度任用職員の報酬単価の見

直しや、新たに勤勉手当が支給されることになるもの、また、工事請負費 2 百万円など、医師住宅の修繕のための費用でございます。

一般管理費の主なものとしましては、医師 2 名分の給与、本島、広島診療所の会計年度職員 8 名分の賃金のほか、診療所の維持管理費等になります。

医業費は、3,188 万円、薬剤等の治療材料費が大きな割合を占めております。

なお、本島診療所の心電計の更新費用として、400 万円を計上しております。

公債費は、診療所の医師住宅や医療機器、昨年度実施した本島診療所整備事業に係る市債の償還元金と利子となっております。

次に、歳入予算でございますが、令和 6 年度の診療収入は、前年度比で、184 万 6 千円減額の 2,661 万円を見込んでおります。

繰入金につきましては、国保特別会計からの繰入金で、前年より 2,276 万 6 千円増の 1 億 135 万円です。

増額の主な要因といたしましては、先に説明いたしました、人件費等が増えることや、公債費の償還などがございます。

続きまして、国民健康保険税の条例改正の予定について、資料にそって説明させていただきます。

お手元の議事の(5)資料 3 の「1 概要」をご覧ください。国民健康保険税は、負担の上限額が定められているため、中間所得者層を中心とした限度額に至らない世帯については、医療費等の増加などにより、保険税負担が増加する傾向にあります。これは、負担上限があるために一定水準以上の高所得者については税額が頭打ちとなるため、必要な医療費等を賄っていくためには、中間層の負担が相対的に重くなるものです。

このような状況から、国においては、令和 6 年度から賦課限度額を引き上げるとともに、軽減判定所得の政令改正を予定しており、本市においても丸亀市国民健康保険税条例の一部改正を予定しているものです。

その内容ですが「2 内容」の①をご覧ください。国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計となりますが、それぞれの上限額を合計すると総額で 104 万円になります。(今後) 予定している改正は、このうち後期高齢者支援金分の上限額を 22 万円から 24 万円に引き上げ、総額を 106 万円とするものです。

次に、②をご覧ください。国民健康保険税には世帯の所得が一定の基準額以下の場合、(ひと世帯当たりいくら、被保険者一人当たりいくらといった) 応益割の 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減の制度があります。(今後) 予定している改正は、そのうち、5 割軽減・2 割軽減について軽減の判定に用いる所得基準額の見直しを行うものです。

具体的には、裏面をご覧ください。軽減の判定に用いる基準額は、基礎控除額 43 万円と、10 万円に世帯の年金・給与所得者の数から 1 を引いた数を乗じた金額と、一定額に国保加入者等の人数を乗じた金額の合計で算出されます。

このうち、5 割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額をこれまでの 29 万円から 5 千円引き上げて 29 万 5 千円とし、2 割軽減の対象となる被保険者等の数に乘すべき金額を 53 万 5 千円から 54 万 5 千円に引き上げるものです。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日を予定しています。

限度額の改正による影響は（一部の影響も含め）約 150 世帯（超過世帯の減少 25 世帯）、金額にして約 270 万円程度の増収を見込んでいます。基準額の改正による影響は、5 割軽減・2 割軽減を合わせ基礎課税（医療）分では 40 世帯程度、介護分では 10 世帯程度で、税込にして、160 万円程度の減収となる見込みです。その結果、今回の 2 つの改正による国民健康保険税収入への影響は、約 110 万円程度の増収となる見込みです。

続きまして、議事第 6 号国民健康保険の被保険者の適用除外について条例の一部改正でございます。資料 4 をご覧ください。

国民健康保険法と施行規則に基づき、その適用を除外する被保険者について、今回、条例の一部を改正するものでございます。

対象者につきましては、児童福祉施設等に入所している児童であって扶養義務者のいない者でございます。

当該児童については、児童福祉法の措置対象となりますので、医療費は国と県の負担、公費負担となり、自己負担は生じません。

県下で統一して適用除外とするため、今回、条例改正するものでございます。

3 月議会に提案し、施行日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日を予定しております。

議事（7）「第 3 期丸亀市データヘルス計画・第 4 期特定健康診査等実施計画」の策定について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

資料 5 をお願いいたします。

はじめに、本計画の概要について説明いたします。

データヘルス計画は、国の成長戦略として、医療情報であるレセプトや、特定健康診査の結果等のデータ分析に基づき、P D C A サイクルに沿った効率的・効果的な保健事業を実施するため、平成 2 7 年度から全ての保険者等に策定が義務づけられています。本市の「第 2 期データヘルス計画」及び「第 3 期特定健診等実施計画」が本年度に終了することから、現在、令和 6 年度から令和 11 年度までの計 6 年間に計画期間とした、新たな「第 3 期データヘルス計画」及び「第 4 期特定健診等実施計画」の策定を進めております。



第3期計画では、県の方針により、県域での標準化を行い、県下共通の健康課題に対し、全市町が同じ指標で経年評価を行います。

特定健康診査等実施計画は、保険事業の中核をなす特定健診・特定保健指導の具体的な実施方法を定める計画です。保険事業を効率的・効果的に実施していくためにも、両計画は相互に連携して策定することが望ましいとされていることから、本市におきましてもこれまでと同様に、一体的に策定いたします。

次に、データヘルス計画の全体像を説明させていただきます。

本日お手元に配布いたしました「丸亀市国民健康保険 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」の（素案）をご覧ください。

まず素案の第2章で、第2期計画の保健事業の見直しと考察を行っております。それに第3章での現状分析の結果を受け、被保険者の解決すべき健康課題を抽出しております。P62に、丸亀市の健康課題をまとめて掲載しておりますのでご確認ください。

第4章で、分野別の目標を設定し、第5章が、個別具体的に取り組む保健事業の内容となっております。「一次予防」から順に、「発症予防」、「重症化予防」、「適正服薬・医療費適正化」、「一体的実施」とそれぞれの項目ごとに実施する事業を掲載しております。

このうち、P75～76 にあります「一体的実施」に係る事業を、第3期計画から新たに追加しております。健康課、高齢者支援課、保険課が連携し、被保険者の将来の重篤な疾患の予防のために、「居場所づくり事業」を計画しております。

計画の目標の評価指標につきましては、P79～80 に香川県の設定した共通の指標項目を踏まえるとともに、国の評価指標を含め、各項目における評価指標を個別に設定しております。まとめたものが、P77～78 にございます。

全体像についての説明は以上となりますが、この後、令和6年3月策定、4月からの運用を開始していく予定でございます。委員の皆様におかれましては、一度お目を通していただきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、保険課の方までご連絡いただけたらと思います。以上です。

<副会長>

議事の（1）から（7）の説明が事務局よりございました。この件について、何かご質問、ご意見があれば、お願いいたします。

<事務局>

データヘルス計画について説明がございましたが、計画は今のところ「素案」でございます。現在、県と指標や目標値等細部にわたって最終の協議中でございますので、3月末までに完成いたしましたら、お示しさせていただくことも考えておりますので、よろしく願いいたします。

<副会長>

他にご意見はございませんでしょうか。

特にないようですので、議事につきましては、これで終了といたします。

〔6〕 その他

それでは、次第「6」のその他にうつります。

丸亀市国保特定健診等について、事務局より説明をお願いします。

<事務局>

「丸亀市国保特定健診等について」説明

<副会長>

事務局よりの説明がありました。この件につきまして、何かご質問、ご意見があれば、お願いいたします。

特にご意見はないようですので、事務局のほうで何かございますか。

<事務局>

ございません。

〔7〕 閉会

特にご意見も無いようですので、これで本日の運営協議会を終了したいと思います。ありがとうございました。